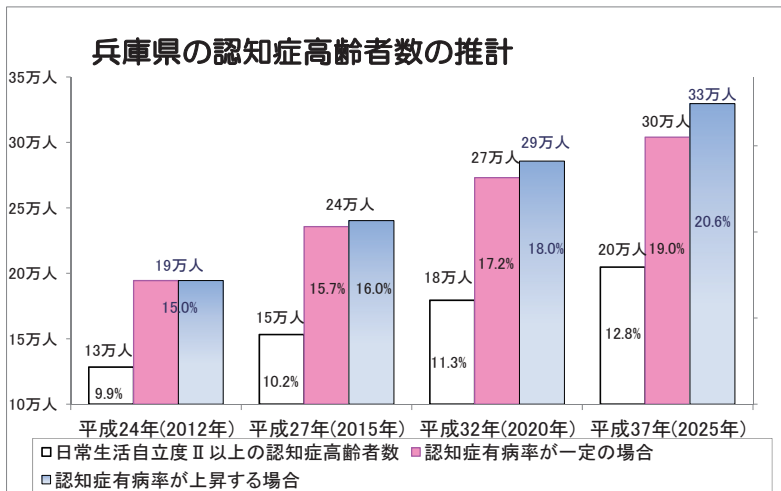


1 作成の趣旨等

(1) 目的

認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等とその家族が安心して暮らせる社会づくりのため、地域全体の見守り体制の構築が喫緊の課題です。



※1 高齢者人口については、平成24年は高齢者保健福祉関係資料(H24. 2. 1)の人口、平成27年～37年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」を用いた。

※2 日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数は、(※1)に、H24. 8月の厚生労働省が推計した全国の認知症高齢者の出現率を用いて推計した。

※3 認知症有病率は、(※1)に、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費特別研究事業)による有病率から推計した。

この手引きは、地域の認知症高齢者等を見守り、行方不明時には、早期発見・早期身元判明に向けた取組みの参考に作成しました。

認知症高齢者等の見守りと行方不明時の早期発見のためには、地域における認知症への理解の促進を図るとともに、事前登録による1人1人の見守り体制を構築する見守りネットワークと行方不明時の早期発見に向けたネットワークの両輪のネットワーク(認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク)が必要です。

認知症高齢者等の見守り・SOSネットワークを構築することで、認知症高齢者等の見守り体制の強化と行方不明の未然防止につながります。また、行方不明時には、警察の活動に加え、地域住民が参加した迅速な発見活動を行えます。さらには、認知症高齢者等が安心して暮らせる社会づくりへとつながります。

兵庫県では、平成29年度末までに全ての市町で「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」が構築されることを目指しています。(平成26年度末には15市町が取り組んでおり、平成27年度末には30市町で構築予定)

<ネットワークの名称等について>

兵庫県では、「認知症＝徘徊」と言った誤ったイメージが固定しないよう、「徘徊」の文字を使わないこととしています。

また、「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」と呼んでいますが、各市町で独自の名称を使うことを妨げるものではありません。



(2) 用語の定義

以下の用語は、この手引きにおいて「定義」として示す意味で使用します。

用語	定義
認知症高齢者等	若年性を含む認知症（疑いを含む）の本人
行方不明者	生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、行方不明者発見活動に関する規則（平成 21 年国家公安委員会規則第 13 号、以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定により警察署長に届出（行方不明者届）がなされたもの。 （規則第 2 条第 1 項）
迷い人	生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者 （規則第 19 条第 1 項）
身元不明者	居住地等の本人を特定する情報が確認できないまま、応急の救護が行われたものの、結果として本人を特定する情報に乏しく自治体が関与して、病院、保護施設及び老人福祉施設等において生活保護をしている者をいう。（警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号、以下「警職法」という。）第 3 条第 1 項の規定による警察の保護が行われているものを除く。）

（参考）身元不明者の保護（救護）に関する主な法律

関係法律	対象者	対応（実施機関）
生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮する者 急迫した状態にある要保護者 	同法第 7 条による生活保護の実施（福祉事務所：市・健康福祉事務所）
行旅病人及び行旅死亡人取扱法	<ul style="list-style-type: none"> 病気や飢えにより歩行できない行旅者 引取者がなく、かつ、警察官が救護の必要があると認めて引き渡しを受けた者 等 	同法第 2 条による救護の実施（市町）



(3) 認知症高齢者等の行方不明、身元不明の現状

平成 26 年中の認知症の人の行方不明者届受理件数は 1,207 件で、全ての行方不明者届 (4,987 件) の 24.2%を占めており、全国 (13.3%) に比べ高い状況であり、日頃からの地域における見守り体制の構築が必要です。

平成 26 年中に所在確認ができた認知症の行方不明者は 1,208 人で、その 98.9%にあたる 1,195 件 (受理当日 870 件・受理後 2~7 日 325 件) が 1 週間以内に所在を確認されています。また、当日発見の 870 件のうち 869 件が生存確認されており、早期発見が重要です。

<行方不明者受理件数の推移>

	行方不明者届受理件数		
	総数	うち 認知症	割合
H24	5,183	1,146	22.1%
H25	5,407	1,308	24.2%
H26	4,987	1,207	24.2%

兵庫県警察本部調べ

(参考) 全国の行方不明者の状況

	行方不明者届受理件数		
	総数	うち 認知症	割合
H24	81,111	9,607	11.8%
H25	83,948	10,322	12.3%
H26	81,193	10,783	13.3%

警察庁調べ

<認知症 (疑い含む) の人の行方不明者届の状況>

平成 26 年 12 月末現在

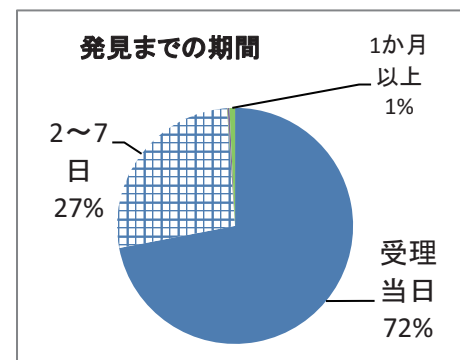
	受理数			解決数						未解決 数
	総数	男	女	総数	男	女	行方不明者届受理年次別内訳			
							当該年 受理	前年 受理	前々年 以前受理	当該年 受理
H25	1,308	688	620	1,303	685	618	1,303	0	0	5
H26	1,207	651	556	1,208	653	555	1,205	2	1	2

兵庫県警察本部調べ

<平成 26 年中における認知症 (疑い含む) の人の行方不明者の発見・確認状況>

発見・確認 認別	発見・確認までの期間				総数
	受理 当日	2~7 日	8 日~ 1ヶ月	1か月 以上	
発見	551	227	1	2	781
死亡確認	1	10	2	5	18
帰宅等確認、 その他	318	88	1	2	409
合計	870	325	4	9	1,208
割合	72.0%	26.9%	0.35%	0.75%	—

兵庫県警察本部調べ



なお、平成 26 年度に市町に行方不明として連絡が入った認知症高齢者等は 404 件で、平成 27 年 5 月末現在で発見されていない人は 1 件です（県警分との重複あり）。また、発見された 403 件のうち、約 5.7%の 23 件が県外での発見です。

<市町に報告のあった行方不明認知症者等の状況>

H27. 5. 31 調査			【参考】H26. 5 調査 : H25 年度発生 件数
	H25 年度以 前発生分	H26 年度発生件 数(県外発見)	
①市町で行方不明認知者が発生した と報告のあった者の数	/	404	279
②発見された行方不明認知症者数		403 (23)	277
③発見時生存者数		392 (22)	263
④発見時死亡者数		11 (1)	14
⑤未だ発見できない行方不明認知症 者数	8	1	—

県高齢対策課調べ

身元不明で生活保護が開始された者が平成 25 年度に 4 件、平成 26 年度も 4 件ありましたが、その中に認知症高齢者等はいませんでした。

<市福祉事務所、県健康福祉事務所で保護した身元不明者の状況(生活保護受給者)>

H27. 5. 31 調査			【参考】H26. 5 調査 : H25 年度保護開始件 数(内認知症者)
	H25 年度以前保護開 始件数(内認知症者)	H26 年度保護開始 件数(内認知症者)	
①保護開始時点で身元不 明だった者の数	/	4 (0)	4 (0)
②身元判明者数		0	2 (0)
③県内居住者数		0	0
④県外居住者数		0	2 (0)
⑤未だ身元判明していな い身元不明者数	15 (0)	4 (0)	—

県高齢対策課調べ

(4) 認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク構築状況

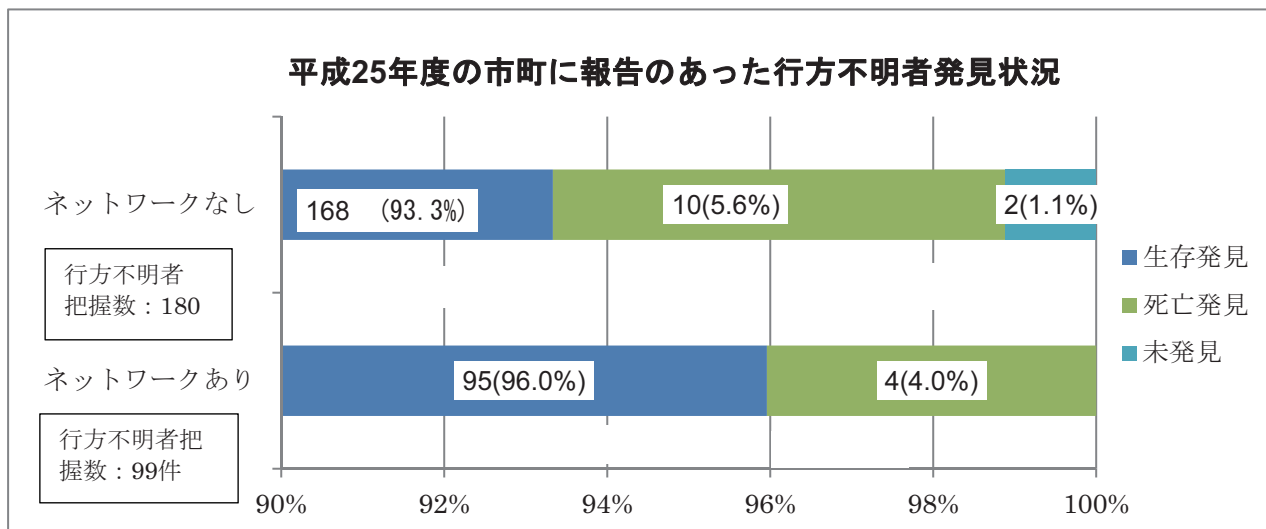
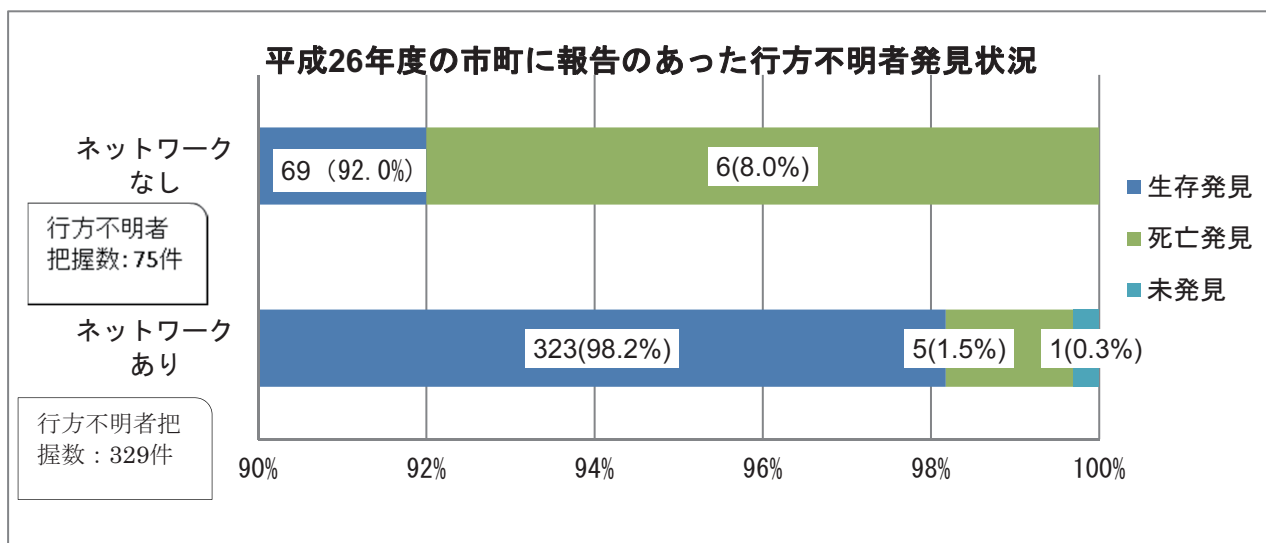
認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワークを構築している市町は、平成 26 年度 41 市町中 15 市町であり、平成 27 年度には 30 市町になる予定です。

認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク等の取組状況 単位：市町数

	H25 年度 実施	H26 年度 実施	H27 年度 (予定含む)	H28・29 年度 に開始予定	取組 未定
認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク	10	15	30	6	5
上記ネットワークを活用した模擬訓練	—	7	11	6	24

平成 27 年 9 月現在：県高齢対策課調べ

平成 25 年度、平成 26 年度ともに ネットワークを構築している市町の方が、生存発見の割合が高くなっています。



(5) 役割

所 属 (主な該当頁)	役割の内容
市町の認知症担当課 (P8~16, P19)	認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワークを構築し、事前登録による1人1人の地域での見守りを行う(行方不明の未然防止)とともに行方不明時にネットワーク構成員に情報発信し、早期発見につながる取組を行う。
市福祉事務所又は県健康福祉事務所生活保護担当課 (P16~18, P20)	認知症高齢者等の身元不明者の生活保護を行った上で、身元不明者の身元確認につながる情報の収集に努めるとともに、収集した情報を関係機関等に提供し、早期の身元判明につなげる。 ※ 認知症高齢者等が身元不明で発見された場合、所在や氏名等言えず、生活費に充てる所持金を有していないとき生活保護が実施される
県高齢対策課 (P14, P15)	市町(認知症担当課)からの依頼を受けて、県内外の関係機関に対して行方不明者の早期発見の協力依頼を行うほか、行方不明者に関する情報の取扱いについて、広域的な連絡調整を行う。
県生活支援課 (P17, P18)	市町等(生活保護担当課)からの依頼を受けて、県内外の関係機関に対して身元不明者の身元の照会を行う。
警察署等 (P11, P13, P16~20)	家族や関係者から事情聴取を行った上で届出を受理し、行方不明者発見活動を実施する。 また、迷い人を発見した時は、一時的な保護を行い、行方不明者届の有無を確認するなど身元判明に向けた活動を行う。 なお、身元が判明しない場合は、市町担当課に引き継ぎを行う。
県警本部生活安全企画課(P14~20)	県内各警察署からの連絡を受けて、行方不明者発見活動や身元不明者の身元判明に向けた広域的な調整を行う。

